

旅客連絡運輸規則の一部を次のように改正し、2024年3月16日乗車となるものから施行します。

現行	改正
(前略)	(前略)
(急行券の発売)	(急行券の発売)
<p><b>第 31 条</b> 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する急行列車（関係旅客会社線区間又は連絡会社線区間のいずれかを普通列車として直通運転する列車を含む。）に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車に乗車し、指定席を使用する場合には乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、特別車両に乗車する場合は、旅客車及び座席を指定しない。</p> <p>(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が旅客規則別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。</p> <p>ロ 立席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車（特別車両を除く。）に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。</p> <p>ハ 自由席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。</p> <p>ニ 特定特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特定区間を、特別車両以外の座席車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあつては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によつて、座席の使用を条件としないで発売する。</p> <p>(2) 普通急行券</p> <p>普通急行列車に乗車する場合に、乗車区間又は有効区間を指定して発売する。</p>	<p><b>第 31 条</b> 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する急行列車（関係旅客会社線区間又は連絡会社線区間のいずれかを普通列車として直通運転する列車を含む。）に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車に乗車し、指定席を使用する場合には乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、特別車両に乗車する場合は、旅客車及び座席を指定しない。</p> <p>(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が旅客規則別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。</p> <p>ロ 立席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車（特別車両を除く。）に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。</p> <p>ハ 自由席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。</p> <p>ニ 特定特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特定区間を、特別車両以外の座席車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあつては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によつて、座席の使用を条件としないで発売する。</p> <p>(2) 普通急行券</p> <p>普通急行列車に乗車する場合に、乗車区間又は有効区間を指定して発売する。</p>
2 西日本旅客鉄道株式会社線とWILLER TRAINS株式会社（京	2 西日本旅客鉄道株式会社線とWILLER TRAINS株式会社（京

都丹後鉄道)線をまたがり直通運転する特別急行列車であつて、その一部区間を普通列車として運転する列車について、当該区間をまたがって乗車する場合は、指定席特急券に限って発売する。

3 WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)線の特別急行列車と、福知山発着又は福知山経由となる他の特別急行列車を福知山駅で出場しないで乗り継ぎ、京都・綾部間又は新大阪・市島間の各駅とWILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)線内の各駅間を乗車する場合は、またがりの直通運転する特別急行列車に乗り乗るものとみなして、特別急行券を発売する。ただし、同一の設備を全区間利用する場合に限る。

4 I Rいしかわ鉄道株式会社線の特別急行列車と、北陸本線経由となる他の特別急行列車を金沢駅で出場しないで乗り継ぎ、大阪・西金沢間の各駅(大阪・近江塩津間については湖西線を経由して運転する特別急行列車に乗り乗る場合に限る。)とI Rいしかわ鉄道株式会社線内の各駅間又は七尾線内の各駅間を乗車する場合は、またがりの直通運転する特別急行列車に乗り乗るものとみなして、特別急行券を発売する。ただし、同一の設備を全区間利用する場合に限る。

5 団体旅客に対する急行券は、団体乗車券によつて発売する。この場合、指定席特急券のときは、第15条に規定する団体乗車券の購入期限までに、これを購入しなければならない。

(中略)

(特定の特別急行券の発売)

第 33 条 第31条第1項第1号の規定により特別急行券を発売する場合で、旅客会社線について、旅客規則第57条の3の規定が適用となるときは、特定の特別急行料金によつて特別急行券を発売する。

(割引の急行券の発売)

第 33 条の2 第31条第1項の規定により特別急行券を発売する場合で、旅客会社線について、旅客規則第57条の2の規定が適用となるとき又は旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の急行券を発売することがある。

(準用規定)

第 34 条 旅客規則第57条の5の規定は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 57 条の5 急行券の特殊発売

(特別車両券の発売)

第 35 条 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する列車の特別車両に乗り乗る場合は、次

都丹後鉄道)線をまたがり直通運転する特別急行列車であつて、その一部区間を普通列車として運転する列車について、当該区間をまたがって乗車する場合は、指定席特急券に限って発売する。

3 WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)線の特別急行列車と、福知山発着又は福知山経由となる他の特別急行列車を福知山駅で出場しないで乗り継ぎ、京都・綾部間又は新大阪・市島間の各駅とWILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)線内の各駅間を乗車する場合は、またがりの直通運転する特別急行列車に乗り乗るものとみなして、特別急行券を発売する。ただし、同一の設備を全区間利用する場合に限る。

4 I Rいしかわ鉄道株式会社線の特別急行列車と、北陸本線経由となる他の特別急行列車を金沢駅で出場しないで乗り継ぎ、大阪・西金沢間の各駅(大阪・近江塩津間については湖西線を経由して運転する特別急行列車に乗り乗る場合に限る。)とI Rいしかわ鉄道株式会社線内の各駅間又は七尾線内の各駅間を乗車する場合は、またがりの直通運転する特別急行列車に乗り乗るものとみなして、特別急行券を発売する。ただし、同一の設備を全区間利用する場合に限る。

4 団体旅客に対する急行券は、団体乗車券によつて発売する。この場合、指定席特急券のときは、第15条に規定する団体乗車券の購入期限までに、これを購入しなければならない。

(中略)

(特定の特別急行券の発売)

第 33 条 第31条第1項第1号の規定により特別急行券を発売する場合で、旅客会社線について、旅客規則第57条の3の規定が適用となるときは、特定の特別急行料金によつて特別急行券を発売する。

(割引の急行券の発売)

第 33 条の2 第31条第1項の規定により特別急行券を発売する場合で、旅客会社線について、旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の急行券を発売することがある。

(準用規定)

第 34 条 旅客規則第57条の5の規定は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 57 条の5 急行券の特殊発売

(特別車両券の発売)

第 35 条 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する列車の特別車両に乗り乗る場合は、次

の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに特別車両券を発売する。

(1) 特別車両券(A)

イ 指定席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。

ロ 自由席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

(2) 特別車両券(B)

イ 指定席特別車両券(B)

普通列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。

ロ 自由席特別車両券(B)

普通列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

2 急行列車と普通列車との両種別により運転する列車の急行列車と普通列車の特別車両にまたがって乗車する旅客に対しては、前項の規定にかかわらず、その全区間について1枚の特別車両券(A)を発売する。

3 第31条第4項の規定は、特別車両券の発売に準用する。

4 団体旅客に対する特別車両券は、団体乗車券によつて発売する。この場合、第15条に規定する団体乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。

5 前各項の規定により特別車両券を発売する場合で、旅客会社線について旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の特別車両券を発売することがある。

(中略)

(特別車両料金)

第 68 条 特別車両料金は、次の各号に定める旅客会社線区間の特別車両料金と当該連絡会社線区間の特別車両料金とを併算した額とする。

(1) 旅客会社線区間 旅客規則の定めるところによつて計算した料金

(2) 連絡会社線区間 別に連絡会社線ごとに定める料金

2 第35条第2項の規定により特別車両券(A)を発売する場合における前項各号の特別車両料金は、次の各号に定めるところによる。

(1) 旅客会社線内又は連絡会社線1社内で、急行列車と普通列車とにまたがる場合

の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに特別車両券を発売する。

(1) 特別車両券(A)

イ 指定席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。

ロ 自由席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

(2) 特別車両券(B)

イ 指定席特別車両券(B)

普通列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。

ロ 自由席特別車両券(B)

普通列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

2 急行列車と普通列車との両種別により運転する列車の急行列車と普通列車の特別車両にまたがって乗車する旅客に対しては、前項の規定にかかわらず、その全区間について1枚の特別車両券(A)を発売する。

3 団体旅客に対する特別車両券は、団体乗車券によつて発売する。この場合、第15条に規定する団体乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。

4 前各項の規定により特別車両券を発売する場合で、旅客会社線について旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の特別車両券を発売することがある。

(中略)

(特別車両料金)

第 68 条 特別車両料金は、次の各号に定める旅客会社線区間の特別車両料金と当該連絡会社線区間の特別車両料金とを併算した額とする。

(1) 旅客会社線区間 旅客規則の定めるところによつて計算した料金

(2) 連絡会社線区間 別に連絡会社線ごとに定める料金

2 第35条第2項の規定により特別車両券(A)を発売する場合における前項各号の特別車両料金は、次の各号に定めるところによる。

(1) 旅客会社線内又は連絡会社線1社内で、急行列車と普通列車とにまたがる場合

当該旅客会社又は連絡会社の特別車両料金は、急行列車の特別車両の乗車区間に対する特別車両料金(A)による。

(2) 旅客会社線又は連絡会社線によつて急行列車と普通列車との種別が異なる場合で、急行列車と普通列車とにまたがる場合は、次による。

イ 急行列車の乗車区間に対しては、当該旅客会社又は連絡会社の特別車両料金(A)による。

ロ 普通列車の乗車区間に対しては、当該旅客会社又は連絡会社の特別車両料金(B)による。

3 第35条第5項の規定により発売する特別車両券に対する特別車両料金は、旅客会社線区間の特別車両料金から割引額を控除し、端数整理した額と第1項第2号に規定する連絡会社線区間の特別車両料金を併算した額とする。

(注) 第1項第2号の「別に連絡会社線ごとに定める料金」とは、規程別表に定めるものをいう。

(以下略)

当該旅客会社又は連絡会社の特別車両料金は、急行列車の特別車両の乗車区間に対する特別車両料金(A)による。

(2) 旅客会社線又は連絡会社線によつて急行列車と普通列車との種別が異なる場合で、急行列車と普通列車とにまたがる場合は、次による。

イ 急行列車の乗車区間に対しては、当該旅客会社又は連絡会社の特別車両料金(A)による。

ロ 普通列車の乗車区間に対しては、当該旅客会社又は連絡会社の特別車両料金(B)による。

3 第35条第4項の規定により発売する特別車両券に対する特別車両料金は、旅客会社線区間の特別車両料金から割引額を控除し、端数整理した額と第1項第2号に規定する連絡会社線区間の特別車両料金を併算した額とする。

(注) 第1項第2号の「別に連絡会社線ごとに定める料金」とは、規程別表に定めるものをいう。

(以下略)